

目 次

津市告示

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効告示

認可地縁団体の告示事項の変更

指定緊急避難場所の指定

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定

公示送達

指定緊急避難場所の指定の取消し

津市公告

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

負傷動物の収容

ポルタひさい北館2階テナントの貸付けに係る条件付一般競争入札の執行

津市農業振興地域整備計画の軽微な変更

津市ファミリー・サポート・センター業務に係るプロポーザルの実施

津市子育て世帯訪問支援事業における重点支援型業務に係るプロポーザルの実施

津市上下水道事業告示

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）流域関連津市特定環境保全公共下水道事業計画の変更の案の縦覧

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市監査委員告示

監査結果の公表

監査結果の公表（財産区）

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 26 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 85 条第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社あかつか
- 2 事業所の名称
居宅介護支援事業所あかつか
- 3 事業所の所在地
津市豊が丘二丁目 41 番 18 号
- 4 廃止年月日
令和 6 年 3 月 31 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

下記の者の差押調書謄本及び配当計算書謄本は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

令和6年2月16日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 8 号

下記の国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和 6 年 2 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 3 0 4 0 3 8	令和 5 年 1 0 月 1 日	令和 6 年 1 月 1 0 日

津市告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 23 年津市告示第 186 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

栗真町屋町連合自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 3 0 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定緊急避難場所の指定

施設・場所 名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、 土石流及び地 滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象
津市北消防 署	津市栗真中山 町 8 1 6 番地 6					○			

津市告示第 3 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の 1 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人安濃津福祉会
- 2 事業所の名称
デイサービス長岡
- 3 事業所の所在地
津市長岡町 7 0 9 番地 5
- 4 指定年月日
令和 6 年 3 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 3 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 第 1 項の規定による指定特定相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 3 0 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人工房ゆう
- 2 事業所の名称
計画相談支援事業所 ビリーブゆう
- 3 事業所の所在地
津市下弁財町津興 3 2 4 4 - 2
- 4 指定年月日
令和 6 年 3 月 1 日
- 5 指定事業の種類
特定相談支援
- 6 事業所番号
特定相談支援事業所 2 4 3 0 5 0 2 8 8 6

下記の者の市民税県民税督促状は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

令和6年2月29日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	令和 5 年度市民税県民 税督促状第 4 期

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 3 4 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定緊急避難場所の指定の取消し

種類	避難場所	所在地
一時避難場所	企業庁職員運動施設	津市久居新町 2 7 2 1 番地 1

津市公告第 17 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 2 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

506021901

公 告 日	令和6年2月19日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和5年度北道維債第2号 島崎町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 島崎町		地内		
工 事 概 要	表層 211m ² 側溝工 120m 集水桝・マンホール工 4箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年7月22日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年2月22日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和6年2月27日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和6年3月1日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年3月6日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	9,068,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有(令和6年4月以降)				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506021902

公 告 日	令和6年2月19日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道維債第3号 高茶屋二丁目地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 高茶屋二丁目		地内		
工 事 概 要	表層 37m2 側溝工 90m 集水桝・マンホール工 4箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年7月8日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年2月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和6年2月27日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和6年3月1日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年3月6日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	6,210,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有(令和6年4月以降)				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506021903

公 告 日	令和6年2月19日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和5年度北道維債第3号 東丸之内地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 東丸之内		地内		
工 事 概 要	表層 40m ² 側溝工 95m 集水桝・マンホール工 2箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年7月8日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年2月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和6年2月27日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和6年3月1日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年3月6日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	6,135,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有(令和6年4月以降)				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506021904

公 告 日	令和6年2月19日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道維債第4号 久居藤ヶ丘町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 久居藤ヶ丘町		地内		
工 事 概 要	表層 43m ² 側溝工 68m 集水桝・マンホール工 7箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年6月24日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居	【格付】D・C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年2月22日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和6年2月27日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和6年3月1日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年3月6日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	5,410,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有(令和6年4月以降)				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506021905

公 告 日	令和6年2月19日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道維債第1号 川方町地内排水路改修工事				
工 事 場 所	津市 川方町		地内		
工 事 概 要	表層 38m2 場所打水路工 44m				
工 期	契約締結の日から 令和6年6月24日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居	【格付】D・C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年2月22日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和6年2月27日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和6年3月1日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年3月6日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	5,291,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有(令和6年4月以降)				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506021906

公 告 日	令和6年2月19日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道維債第5号 雲出島貫町地内道路改修（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 雲出島貫町		地内		
工 事 概 要	表層 643m2 側溝工 30m 集水桝・マンホール工 2箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年6月24日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年2月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年2月27日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年3月1日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年3月6日 午前10時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	6,954,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有（令和6年4月以降）				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506021907

公 告 日	令和6年2月19日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和5年度南道維債第2号 城山三丁目地内道路改修（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 城山三丁目		地内		
工 事 概 要	表層 837m2				
工 期	契約締結の日から 令和6年6月17日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年2月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年2月27日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年3月1日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年3月6日 午前11時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,334,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有（令和6年4月以降）				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506021908

公 告 日	令和6年2月19日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和5年度北道維債第1号 野田地内道路改修（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 野田		地内		
工 事 概 要	表層 787m2				
工 期	契約締結の日から 令和6年6月17日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和6年3月1日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870ー20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年2月22日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年2月27日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059ー229ー3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年3月1日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年3月6日 午前11時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,316,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有（令和6年4月以降）				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506021909

公 告 日	令和6年2月19日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和5年度北道維債第4号 観音寺町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 観音寺町		地内		
工 事 概 要	表層 69m2 側溝工 166m 集水桝・マンホール工 3箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年8月5日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年3月8日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和6年3月8日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年2月28日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和6年3月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和6年3月8日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年3月13日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	12,180,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有(令和6年4月以降)				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506021910

公 告 日	令和6年2月19日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和5年度北道維債第5号 垂水地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 垂水		地内		
工 事 概 要	表層 212m2 側溝工 138m 集水桝・マンホール工 4箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年7月22日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年3月8日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和6年3月8日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年2月28日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年3月4日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年3月8日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年3月13日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	9,291,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有（令和6年4月以降）				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

津市公告第 18 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

令和 6 年 2 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 6 年 2 月 14 日	津市河芸町一色	猫（雑種）	グレート ラ 短	メス	中	91 日 以上	

2 収容期間 令和 6 年 2 月 22 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 059-223-5112

津市公告第 19 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 6 年 2 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 ポルタひさい北館 2 階テナントの貸付け

(2) 貸付けの概要

ポルタひさいに来訪する方の利便を広く向上させるため、同ビル 2 階フロアについて、久居駅メディカルフロアとして、多くの医療テナントが入居しています。診療所又は物販を行わない事務所の入居を条件に、ポルタひさいの床の一部について賃貸借を行います。

(3) 貸付物件

貸付物件は、次のとおりです。

ア	所在地	津市久居新町 3 0 0 6 番地 ポルタひさい北館 2 階
イ	貸付区画	2 0 7 D 1
ウ	貸付面積	6 5 . 3 5 m ² (1 9 . 8 0 坪)

(4) 貸付期間 契約締結日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(5) その他貸付けに関する事項

ポルタひさいテナントの貸付けに係る実施要領（以下「実施要領」といいます。）で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、令和 6 年 2 月 2 2 日（木）から同年 4 月 1 1 日（木）までの間（いずれの日も開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分の間に限ります。）、津市条件付一般競争入札参加者心得及び実施要領並びに入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津市役所久居庁舎 3 階地域振興課財産管理担当窓口において配布することにより示すこととします。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 6 年 4 月 1 1 日（木）午前 1 0 時

(2) 場所 津市役所久居庁舎 3 階 3 A 会議室

4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

5 入札参加者に必要な要件

入札参加者に必要な要件は、次のとおりとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 各項の規定により入札に参加できない者でないこと。

- (2) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。
- (5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項若しくは第２項の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項若しくは第２項の規定に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）第１９条各項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条の規定に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条第１項の規定に基づく整理開始の申立て若しくは同条第２項の規定に基づく整理開始の通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者のうち再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (6) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
 - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
 - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
 - エ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (9) 診療所又は物販を行わない事務所であること。診療所の場合は、診療所の開業に必要な資格を有していること。法人にあつては、医療法人であること。個人にあつては、医師免許を有すること。

6 入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについての通知を受けた者としてします。

7 予定価格（最低入札価格）

81,803円（月額・税抜き）

8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

9 入札方法及び決定方法

(1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 金額の表示

入札書のコレは、賃料の年額（税抜）を記入することとします。

(4) 賃借人の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った1者としてします。

(5) くじによる賃借人の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより賃借人を決定します。

(6) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(7) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付き一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出することとします。

(1) 参加申込期間

令和6年3月12日（火）から同年4月5日（金）まで（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。）

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。ただし、入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ、オ及びカに掲げる書類を添付する必要はありません。

ア 誓約書（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 印鑑証明書（個人にあつては、印鑑登録証明書）

ウ 商業登記簿謄本（個人にあつては、住民票、営業届証明書）

エ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書（個人にあつては、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税につ

いて未納税額のない証明書)

オ 津市市税納税証明書(完納証明書)

カ 事業者の概要書(事業に関する事項(法人にあっては、事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等、個人にあっては、事業概要、創業年月日、従業員数等とします。))を記載した事業者の概要が確認できる書類)

キ 診療所の場合は、個人にあっては、医師免許の写し(法人にあっては、不要とします。)

(3) 提出方法

久居庁舎 3 階地域振興課財産管理担当窓口に直接持参することとします。

11 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書(本市が指定する様式のものに限ります。)を津市役所久居庁舎地域振興課 3 階財産管理担当窓口で提出する又はファクスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和 6 年 3 月 1 1 日(月)正午

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 6 年 3 月 1 5 日(金)から同年 4 月 1 1 日(木)までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市役所久居庁舎 3 階地域振興課財産管理担当窓口において回答書を配布することにより行います。

12 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、令和 6 年 4 月 3 0 日までに賃貸借契約を締結するものとします。

(2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和 6 年 4 月 3 0 日(火)午後 5 時 1 5 分までに本市に提出してください。

定期建物賃貸借契約書

本市から 3 部送付しますので、3 部ともに記名・押印を行い、提出してください。本市による記名・押印後、1 部を落札者へ、もう 1 部を連帯根保証人へ返送します。

【問い合わせ先】

久居総合支所地域振興課財産管理担当

電話番号 059-255-8814

津市公告第 2 0 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			地 積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用 途 区 分	
大 字	字	地 番			変更前	変更後
安濃町 草生	四反田	1003番3	75	75	農地	農業用施設用地

津市公告第 2 1 号

津市ファミリー・サポート・センター業務について、次のとおりプロポーザルを実施しますので、公告します。

令和 6 年 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

- (1) 津市ファミリー・サポート・センター業務
- (2) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 提案見積限度額

1年度あたり 11,224千円

(第二種社会福祉事業のため消費税は非課税)

2 参加資格要件

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税(支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 本公告の日から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害

- を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (8) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年訓７６号）別表に該当しないこと。

３ プロポーザル実施スケジュール

	内 容	期 日
1	公告	令和６年２月２８日（水）から ３月 ７日（木）正午まで
2	実施要領等の配布	令和６年２月２８日（水）から ３月 ７日（木）正午まで
3	質問書の受付	令和６年２月２８日（木）から ３月 ４日（月）午後４時まで
4	質問書の回答期限	令和６年３月 ５日（火）午後４時まで
5	参加申込書の提出期限	令和６年３月 ７日（木）正午まで
6	参加資格審査結果通知	令和６年３月 ７日（木）
7	企画提案書等の提出期限	令和６年３月１３日（水）正午まで

8	第1次審査（書面審査）	令和6年3月14日（木）
9	第1次審査の結果通知	令和6年3月14日（木）
10	第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和6年3月18日（月）
11	審査結果通知	令和6年3月18日（月）

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、津市ファミリー・サポート・センター業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価を受けた企画提案書の提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市ファミリー・サポート・センター業務プロポーザル実施要領」による。

津市公告第 2 2 号

津市子育て世帯訪問支援事業における重点支援型業務について、次のとおり
プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 6 年 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

- (1) 津市子育て世帯訪問支援事業における重点支援型業務
- (2) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 提案見積限度額

1年度あたり 2,621,760円

(第二種社会福祉事業のため消費税は非課税)

2 参加資格要件

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

- (2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税(支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 本公告の日から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害

- を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (8) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年訓７６号）別表に該当しないこと。

３ プロポーザル実施スケジュール

	内 容	期 日
1	公告	令和６年２月２８日（水）から ３月 ７日（木）正午まで
2	実施要領等の配布	令和６年２月２８日（水）から ３月 ７日（木）正午まで
3	質問書の受付	令和６年２月２８日（水）から ３月 ４日（月）午後４時まで
4	質問書の回答期限	令和６年３月 ５日（火）午後４時まで
5	参加申込書の提出期限	令和６年３月 ７日（木）正午まで
6	参加資格審査結果通知	令和６年３月 ７日（木）
7	企画提案書等の提出期限	令和６年３月１３日（水）正午まで

8	第1次審査（書面審査）	令和6年3月14日（木）
9	第1次審査の結果通知	令和6年3月14日（木）
10	第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和6年3月18日（月）
11	審査結果通知	令和6年3月18日（月）

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、津市子育て世帯訪問支援事業における重点支援型業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価を受けた企画提案書の提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市子育て世帯訪問支援事業における重点支援型業務プロポーザル実施要領」による。

津市上下水道事業告示第 1 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により、中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）流域関連津市特定環境保全公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

令和 6 年 2 月 26 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）流域関連津市特定環境保全公共下水道

2 事業の期間

平成 8 年 11 月 6 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市上下水道事業局下水道工務課

4 縦覧期間

令和 6 年 2 月 26 日（月）から同年 3 月 14 日（木）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

5 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和6年2月22日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

- 1 招集の日時
令和6年3月1日（金） 午前10時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
教職員の異動内申について

津市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 16 日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 岩 脇 圭 一

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 内部統制室
- 2 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- 3 危機管理部（危機管理課、防災室）
- 4 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、デジタル改革推進課）
- 5 市民部（市民課、市民交流課、男女共同参画室、地域連携課、人権課、アストプラザ）
- 6 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
- 7 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- 8 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室、新型コロナウイルスワクチン接種推進室）
- 9 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- 10 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- 11 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- 12 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- 13 ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- 14 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- 15 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）

- 16 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- 17 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 18 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 19 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 20 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 21 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 22 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 23 上下水道事業局（水道工務課、下水道工務課、水道施設課、安芸事業所、一志事業所、下水道施設課）
- 24 上下水道管理局（経営企画課、上下水道管理課、営業課）
- 25 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- 26 会計管理室
- 27 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- 28 議会事務局（議会総務課、議事課）
- 29 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- 30 選挙管理委員会事務局
- 31 監査事務局
- 32 農業委員会事務局

第3 監査の対象年度及び事項

原則として令和5年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和4年度以前のものを対象に含めた。

第4 監査の期間

令和5年9月7日から令和6年1月30日までである。

第5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を

受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

(1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの

(2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第7 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 市民部

市民課

正確かつ公正な契約書の作成について（意見）

マイナンバーカードに係る 2 件の労働者派遣基本契約書（以下「契約書」という。）について、「比較対象労働者の待遇等に関する情報提供」に関する文書が綴じ込まれていなかった。

当該情報提供については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項において、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が、派遣元事業主に対し、法令で定める必要な情報を提供しなければならないとされており、同条第 9 項においては、情報提供がない場合、派遣元事業主は労働者派遣契約を締結してはならないとされている。

情報提供に関する文書は、別途、契約締結前に手交したとのことであったが、仕様書中に「別紙のとおり」と規定しており、当該文書は契約書に綴じ込むべき書類であることから、今後はこのようなことがないように、正確かつ公正な契約書の作成を徹底されたい。

2 健康福祉部

こども支援課

法令に基づく適正な債権管理について（指摘）

児童手当過年度返還金については、児童手当法第 13 条の規定に基づき、返還対象となる児童手当の支給を、その後に支払うべき児童手当の内払とみなす支払調整を行っている。

当該処分は相手方に対する不利益処分となるため、行政不服審査法第 82 条の規定に基づく不服申立てに係る教示及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づく処分の取消しの訴えに係る教示を記して通知すべきところ、これがなされていなかった。

一方で、不利益処分とはならない児童扶養手当過年度返還金に係る督促状には、これらの教示を記して通知していた。

その他の未収金に係る事務についても総点検を行い、法令に基づく適正な債権管理を徹底されたい。

3 商工観光部

観光振興課

補助事業者等の範囲の明確化及び補助金の周知・PR について（意見）

津市商工業振興関係補助金のうち観光誘客活動支援事業補助金に

については、交付要綱において、補助事業者等の範囲を観光客誘客宣伝活動団体としている。

令和４年度は寺社の保存会に９万５，０００円、漁業関連団体に４５万円、事業の実行委員会に５万円を補助しているが、このうち寺社の保存会の会則や漁業関連団体の規約には、観光誘客宣伝活動団体であると判断できる記載はなく、漁業関連団体及び事業の実行委員会から提出された実績報告書に、誘客の具体的な実績は記載されていなかった。

については、本要綱における観光客誘客宣伝活動団体の定義は非常に曖昧であると言わざるを得なく、補助金の交付団体も固定化しており、特定団体を優遇しているとの疑念も持たれ兼ねない。

令和４年度から、補助金の交付に関しては公正公平な事務執行を図るため、補助金チェックシートに基づき審査を実施することになっているが、この背景の一つには、補助要件の拡大適用の防止があることから、補助事業者等の範囲を明確化するとともに、補助金の交付団体が固定化しないよう、当該補助金について、広く周知・PRを図られたい。

４ 農林水産部

水産振興室

(1) 津市公印規則の遵守について（指摘）

令和５年度種苗養殖・放流事業補助金については、津市事務専決規程第５条の規定に基づき、部次長決裁により１５０万円の交付決定をしていた。

当該補助金交付決定通知書に使用する公印は、津市公印規則第３条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。

今後は、このようなことがないように、同規則を遵守されたい。

(2) 水産施設整備事業費補助金過年度返還金の未収金対策について（意見）

水産施設整備事業費補助金過年度返還金５３万７，１０２円については、債務者との納付交渉が難航しているため、当該債権が発生した平成２２年度から一切回収はされていない。

については、これまでの訪問による納付交渉だけでなく、より実効

性ある方策を講じられたい。

5 芸濃総合支所

地域振興課

安易な緊急随契の再発防止について（意見）

令和4年12月の年末繁忙期を控え、錫杖湖水荘レストランの天井埋込型エアコンのブレーカーが度々落ち、漏電による火災のおそれがあるため、早急に修繕する必要があるとの理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく緊急随契（契約金額19万8,000円）による修繕が執行されていた。

しかしながら、実際は、使用を停止している当該エアコンを修繕するのではなく、休園となっている明幼稚園の据置型エアコンを移設することで代替したものであり、漏電については、従前より点検業者から指摘を受けていたことを考慮すると、緊急随契をするまでの緊急性に欠ける上、支出科目を需用費（施設修繕料）としたことも適正さに欠けるものである。

令和3年9月28日付け総務部長、検査担当理事、建設部長連名通知「建築施設等の少額修繕に係る適正な事務の執行について」を再確認し、安易な緊急随契を行うことがないように、再発防止を徹底されたい。

6 一志総合支所

地域振興課

津市公印規則の遵守について（指摘）

令和5年度の津市とことめの里一志清掃業務委託については、津市支所及び出張所処務規程第9条の規定に基づき、副総合支所長決裁により184万8,000円の契約を締結していた。

当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。

今後は、このようなことがないように、同規則を遵守されたい。

7 教育委員会事務局

(1) 教育研究支援課

特色ある学校プロジェクト事業における適正な所得税等の源泉徴収について（指摘）

特色ある学校プロジェクト事業については、市内 50 小学校の特色ある学校プロジェクト事業推進委員会（以下「委員会」という。）に対し、地域の特色を生かした教育活動に係る実施業務と学校の自主性自立性ある教育活動に係る実施業務を、各委員会が主体となって計画立案する委託方式となっているが、令和 4 年度に各委員会が実施した体験学習等の講師に対する報償金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。

所得税法上の源泉徴収義務者は各委員会となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて講師報償金の領収書を確認しているのであるから、市は各委員会に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。

当該事業において、講師報償金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。

(2) 人権教育課

人権教育プロジェクト事業における適正な所得税等の源泉徴収について（指摘）

人権教育プロジェクト事業については、市内 20 中学校区の人権教育校区連絡会（以下「連絡会」という。）に対し、市が指定する人権教育に関する業務を、各連絡会が主体となって計画立案する委託方式となっているが、令和 4 年度に各連絡会が実施した人権教育研修講師に対する謝金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。

所得税法上の源泉徴収義務者は各連絡会となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて研修講師謝金の領収書を確認しているのであるから、市は各連絡会に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。

当該事業において、研修講師謝金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。

(3) 生涯学習課

ア 津市教育委員会事務局処務規程の遵守について（指摘）

令和 4 年度津市青少年育成市民会議活動補助金について、交付確定の額が 135 万 3,000 円であるため、津市教育委員会事務局処務規程第 5 条において準用する津市事務専決規程第 5 条の規定に

に基づき、部次長決裁（１００万円以上３００万円未満）とすべきところ、担当副参事決裁となっていた。

今後はこのようなことがないよう、同規程を遵守されたい。

イ 放課後子供教室推進事業における適正な所得税等の源泉徴収について（指摘）

放課後子供教室推進事業については、市内５小学校区の団体に対し、放課後子供教室の運営に関する業務を委託しているが、令和４年度に各団体が支出した協働活動サポーター等に対する謝金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。

所得税法上の源泉徴収義務者は各団体となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて謝金の支出を確認しているのであるから、市は各団体に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。

当該事業において、謝金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。

ウ 市営駐車場駐車券の適正な在庫管理の徹底について（指摘）

津市青少年センター利用者に配付する市営駐車場駐車券については、令和元年度末では３８万７，４００円の残高であったものが、令和４年度末では１６６万９，２００円となっており、３年間で１２８万１，８００円分増加していた。

駐車券が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用実績が５０万２，４００円であったのに対し、１７８万４，２００円分を購入したことによるものである。

市営駐車場駐車券は金銭的な価値を有しており、公金と同等の適正な管理が求められることから、現有残高と使用見込みを十分に見極めた上で予算計上を行い、適正な在庫管理を徹底されたい。

(4) 津図書館

適正な公文書の作成について（意見）

河芸図書館ガラス取替修繕（緊急修繕）及び久居ふるさと文学館空調設備緊急修繕について、いずれも修繕事案が発生した当日の日付で、緊急修繕執行伺い決裁、契約締結伺い決裁、受注者と請書による契約締結がなされていた。

河芸図書館ガラス取替修繕については、修繕事案発生日の約１か

月後に取替が実施されていること、久居ふるさと文学館空調設備緊急修繕については、修繕事案発生日の9日後の日付で正式な見積書が提出されていることを鑑みれば、いずれも受注者が修繕事案発生日に見積書を提出していたとは考えられず、予定価格調書の作成、契約締結伺い決裁については、実際の日付とは異なる日付で作成されたものと言わざるを得ない。

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定は、緊急の必要により競争入札に付することができない場合、相手方を特定して随意契約できることを意味するものであって、本件事案については、一定の見積期間が必要となっていたものである。

公文書の適正管理の重要性を再認識し、緊急修繕であっても事案に応じた一定の見積期間を確保した上で、実際の日付に即した正確で適正な公文書を作成されたい。

第8 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 津市会計規則の遵守について

令和4年度の定期監査において、令和3年度中の委託料の支払を失念し、令和4年度に過年度支出している所属が確認された。これは、契約締結したときに支出負担行為をしていれば、出納整理期間中の決算に向けた確認作業において未然に防ぐことができたものである。

そこで、本件監査において、津市会計規則第26条に定める支出負担行為として整理する時期に支出負担行為がなされているか確認したところ、委託料については、契約締結のときに支出負担行為をする必要がある業務について、これがなされていないものが、多くの所属で多数確認された。補助金についても、交付決定のときに支出負担行為をするべきところ、なされていない所属が複数確認された。備品購入費でも契約締結のときに支出負担行為がなされていない所属が確認された。

また、歳入を収入するときの調定についても、国等から交付される補助金、交付金については、交付決定通知があったときに調定を行うべきところ、これがなされていない所属が複数確認された。

支出負担行為、調定は、会計事務の基本であるが、これが徹底されておらず、過年度支出や支払遅延、国・県への補助金等の請求漏れが発生

するリスクは、組織の中に潜んでいると言わざるを得ない。

過年度支出は、地方自治法施行令第165条の8の規定により認められてはいるものの、本来あってはならないものである。過年度支出に限らず、今後、会計事務に係る不手際を起こさぬよう、基本に立ち返り、津市会計規則を遵守した適正な会計事務を執行するよう徹底されたい。

2 統一仕様書等に基づく適正な契約事務の徹底について

各部局においては、多種多様な業務委託を発注しているが、同種業務について、これまで仕様書等の記載内容の調整を行っておらず、所属ごとに記載内容が異なっていた。このため、入札等への参加事業者の一部から、仕様書等の記載内容の統一について要望があり、調達契約課から消防用設備保守点検業務、空調設備保守点検業務及び労働者派遣業務に係る仕様書等のひな形が示された。

そこで、本件監査において、これらの業務が、統一した仕様書等のひな形を使用して適正な契約事務が行われているか確認したところ、調達契約課合議が必要な執行伺い決裁では統一仕様書を使用していたが、契約締結決裁、契約書原本の仕様書は、従前の仕様書を使用していた所属が確認された。

また、消防用設備保守点検業務については、多くの所属で、受注者から統一仕様書において業務着手前の提出書類としている工程表の提出を受けるべきところ、これを受領していなかった。労働者派遣業務については、監査結果において意見したとおり、労働者派遣基本契約書に綴じ込むべき書類を綴じ込んでいない所属が確認された。

同種業務において、記載すべき事項が統一された仕様書等のひな形を使用することは、より公正で適正な競争入札の執行に資するものであるから、対象業務を広げて行くことを望むが、統一された仕様書等のひな形を使用する各部局においては、この取組の意義、仕様書等のひな形の内容を十分に理解した上で、所管する施設、設備の実情に応じた仕様書等を作成し、適正な契約事務を執行するよう徹底されたい。

3 快適な施設環境の維持について

本件監査は、全部局を対象としており、各総合支所等の一部の出先機関では現地において監査を実施しているが、さらにその先には各地域の出張所、隣保館、公民館等の多数の施設があり、様々な行政サービスが提供されているところである。

そこには、市民のために日々働く職員がおり、行政運営を支えていることに思いを巡らせると、施設の老朽化は進む一方で、近年、特に出先機関において、需用費（施設修繕料）の予算削減が目につき、現場において、職員が自前で修繕している、必要な修繕を我慢しているという声があるのは、気掛かりである。快適さが損なわれている施設環境が続くと、市民サービスの低下につながるのみならず、職員の働く意欲の低下、労働生産性の低下につながりかねない。

津市職員安全衛生管理規程第3条において、任命権者は、快適な職場環境の実現と勤務条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保するため、必要な措置を講ずるものと規定されている。厳しい財政状況にあることは、決算審査等を通して理解はしているものの、快適な施設環境の維持にも十分に配慮した予算を確保するよう切に望むものである。

津市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 1 6 日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 岩 脇 圭 一

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の対象

次の財産区における令和5年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和4年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榑原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榑原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第3 監査の期間

令和5年12月5日から令和6年1月30日までである。

第4 監査の方法

主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

榑原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行については、監査した限りにおいて監査対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、財産区の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に指摘する事項はなかった。